

# 第1回鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会

日時：平成28年5月31日（火）15：00～

場所：鳥栖市役所 2階第1会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 委嘱状の交付

### 3. 会長・副会長の選出

### 4. 議 事

（1）懇話会の目的 【資料1】

懇話会のスケジュール 【資料2】

（2）鳥栖駅周辺まちづくり基本構想 【資料3】

（3）鳥栖市都市計画道路の見直しの経緯・課題 【資料4】

### 5. 閉 会

（事務局）

鳥栖市 産業経済部 建設課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

電話番号：0942-85-3600

## 平成 28 年度 鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会

### 設置目的と役割

#### (設置目的)

平成 23 年 2 月に策定した「鳥栖市都市計画道路見直し計画」では、鉄道交差 3 路線の方針が未決定でしたが、平成 27 年度に鳥栖市の中心市街地の東西連携を図るため「鳥栖駅周辺まちづくり基本構想」が策定されたことを受け、今回、方針が未決定であったこの 3 路線を中心に改めて都市計画道路の見直しを行うこととしました。

都市計画道路の見直しに当たり、広く有識者や関係者のご意見を伺い、幅広い視点から議論を行うため、「鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会」を設置します。

#### (役割)

平成 23 年 2 月に策定した「鳥栖市都市計画道路見直し計画」で方針が未決定であった 3 路線を中心とした都市計画道路の見直し計画案を作成し、鳥栖市へ提案を行うことを当懇話会の役割とします。

# 都市計画道路見直し検討懇話会 平成28年度スケジュール（予定）

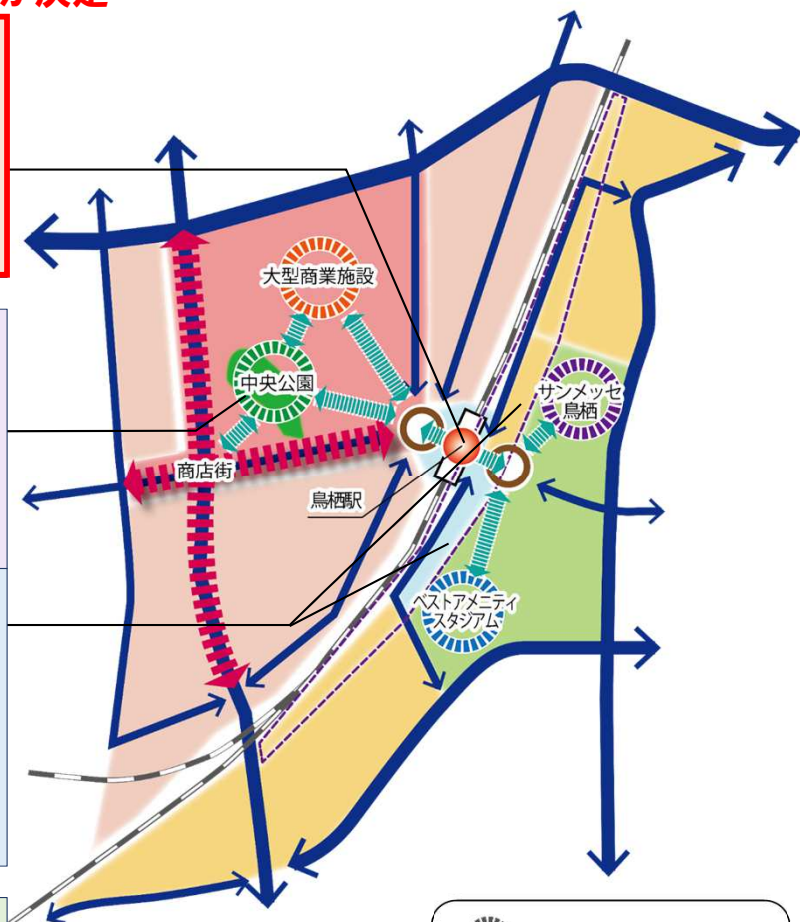
資料2

事業内容	平成28年												平成29年			備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
見直し検討懇話会	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <span>★第1回懇話会実施（5月31日）</span> <span>☆第2回懇話会実施（8月頃）</span> <span>☆第3回懇話会実施（2月頃）</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【第1回懇話会内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会の目的</li> <li>・懇話会のスケジュール</li> <li>・鳥栖駅周辺まちづくり基本構想</li> <li>・鳥栖市都市計画道路の見直し経緯・課題</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; background-color: #e0e0e0;"> <p>☆懇話会実施（未定） ※必要に応じて開催</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【第3回懇話会内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道交差3路線の計画案決定</li> </ul> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>◆提案書提出</p> </div>															
鳥栖市	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin-right: 20px;"> <p>「鳥栖市都市計画道路見直し再検証業務」</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">見直し計画案作成</div> <div style="margin-bottom: 5px;">パブリックコメント実施</div> <div style="margin-bottom: 5px;">見直し計画策定</div> </div> </div>															

## まちづくりの基本方針

橋上駅が決定

基本構想では、  
**「橋上駅、道路単独立体交差」**  
 による整備を掲げている。



- 中心商業交流エリア
- まちなか商業・居住エリア
- 賑わい結節エリア
- スポーツ・文化交流エリア
- 都市型居住エリア

- 拠点施設 (魅力の維持強化を図り回遊の拠点とする)
- 鳥栖駅 (橋上駅・自由通路等の整備による機づくり)
- 駅前広場 (利便性が高く、街の顔となる交通結節点)
- 商店街 (買物や飲食など、歩きたくなる商店街)
- 公有地活用区域 (新たな街の形成、都市機能の導入)
- 共感・交流軸 (人中心の安全で快適な回遊・滞留空間)
- 幹線系道路 (道路整備等による自動車交通の円滑化)

### 基本方針1

**「鳥栖市の玄関口・鳥栖駅の整備」**  
 ○橋上駅・自由通路の整備  
 (東西市街地の連続性、安全性・快適性の確保)  
 ○駅前広場リニューアル  
 (交通結節機能の強化、待合・歩行空間の充実)

駅の魅力化

### 基本方針2

**「鳥栖駅西側中心市街地の活性化」**  
 ○中央公園のリニューアル  
 (明るく安全な憩い空間、歩行者の回遊性)  
 ○電線類の地中化  
 (良好な沿道景観、シンボルロードづくり)

駅東西市街地の活性化

### 基本方針3

**「鳥栖駅東側への拠点機能の導入」**  
 ○住宅等の立地促進  
 (良質な都市型中高層住宅の誘導)  
 ○生活支援サービス機能  
 (居住者にとって住む魅力が高まる施設の誘導)  
 ○定住・交流人口の増加

東西連携

### 基本方針4

**「安全・安心・快適な回遊ネットワークの形成」**  
 ○自由通路の整備  
 ○視認性の高い標識や案内板等の整備  
 (歩行者回遊ネットワークの形成)  
 ○駅へのアクセス道路の安全性の向上  
 ○幹線道路ネットワークの形成

鳥栖駅周辺まちづくりの基本構想(H27年度)より抜粋

# 【資料4 - 1】都市計画道路とは？

## 1. 都市計画道路（街路）とは？

【機能】 交通処理機能の他に次のような機能がある。

- ①生活者の利便性向上②住環境の維持③都市防災

【役割】 都市の骨格を形成し、活動を支援する役割がある。

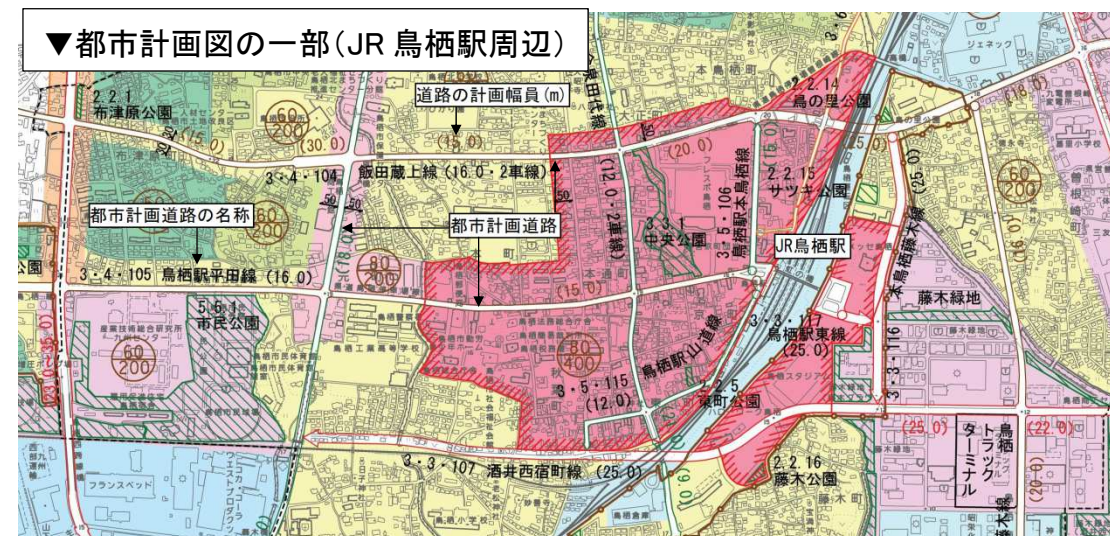
- 将来の都市像を実現するための手段
- 市民生活や産業活動を支える重要な役割

これらの機能を確保するために

- 安全で円滑な交通が確保される構造で計画
- 沿道市街地の環境や景観の向上を図る計画

円滑な事業実施のために

- 都市計画道路は道路区域を予め提示

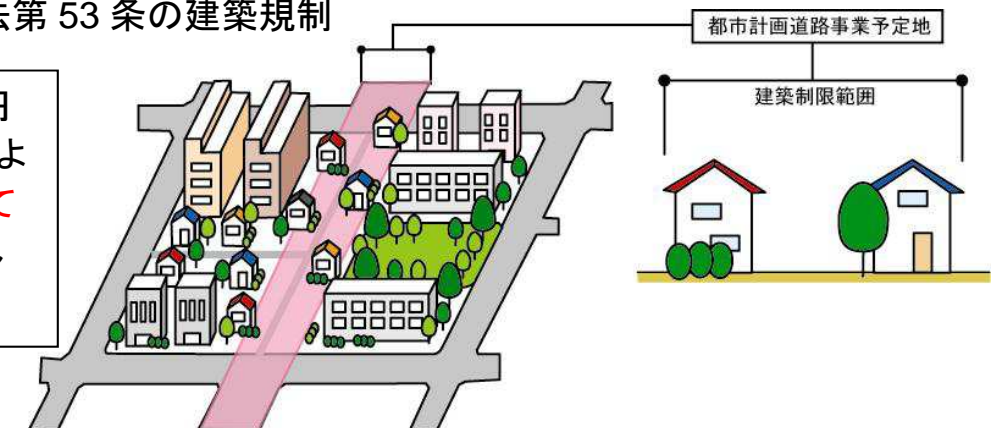


## 2. 都市計画決定の役割（効果）

- ① 都市計画制限をかけることにより、都市計画道路の空間を将来的に担保できる(都市計画法第53条の建築規制)
- ② 街路事業における「事業認可等」の手続きをもって土地収用法の適用における「事業認定」の手続きに代えることができる
- ③ 地権者は、計画に合わせて土地の使い方を考えることができる

### ■ 計画区域内での法第53条の建築規制

○ 将来の事業が円滑に実施できるよう、**建築について規制**が課せられる。



路線番号	路線名	区間延長	見直し計画(案)	備考
3・3・101	永吉高田線 ④～⑧	3,322	計画存続	
3・3・103	久留米甘木線 ①～④	2,520	計画存続	
3・3・103	久留米甘木線 ⑤	1,340	計画変更	事業中
3・3・103	久留米甘木線 ⑥～⑨	1,550	計画内容再検討	構造検討実施 JR交差部は構造的な検証が必要であり、今後、関係機関と整備に向けた協議を行っていく。
3・3・103	久留米甘木線 ⑩	380	計画存続	
3・4・104	飯田蔵上線 ①～②	800	計画内容再検討	構造検討実施 JR交差部は構造的な検証が必要であり、今後、関係機関と整備に向けた協議を行っていく。
3・4・105	鳥栖駅平田線 ①	100	計画存続	
3・5・106	鳥栖駅田代本町線 ①～③	1,920	廃止	廃止手続き終了
3・3・107	酒井西宿町線 ①～③	1,450	計画内容再検討	構造検討実施 JR交差部は構造的な検証が必要であり、今後、関係機関と整備に向けた協議を行っていく。
3・4・108	田代駅古賀線 ①～③	870	計画存続	
3・4・109	曾根崎高田線 ①	600	廃止	廃止手続き終了
3・4・110	榎町真木線 ①～③	1,760	廃止	廃止手続き終了
3・6・111	鳥栖駅田代線 ①～③	950	廃止	※久留米甘木線の整備計画の状況をふまえて、最終的な方針を決定する
3・5・113	今泉田代線 ①	600	廃止	廃止手続き終了
3・5・115	鳥栖駅山道線 ①	300	計画存続	

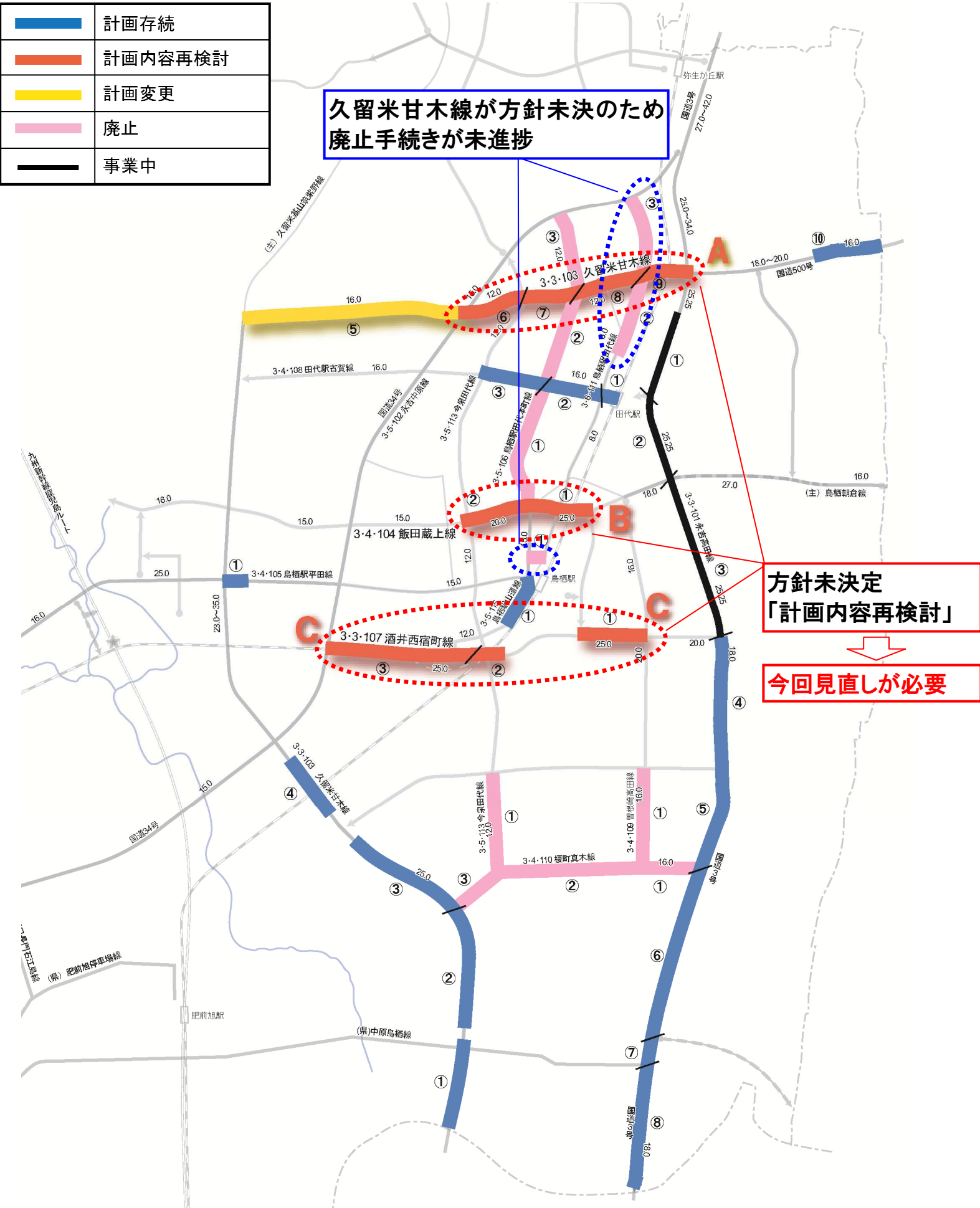
※鳥栖市都市計画道路見直し計画(平成23年2月3日)を基に作成

	計画存続
	計画内容再検討
	計画変更
	廃止
	事業中

A

B

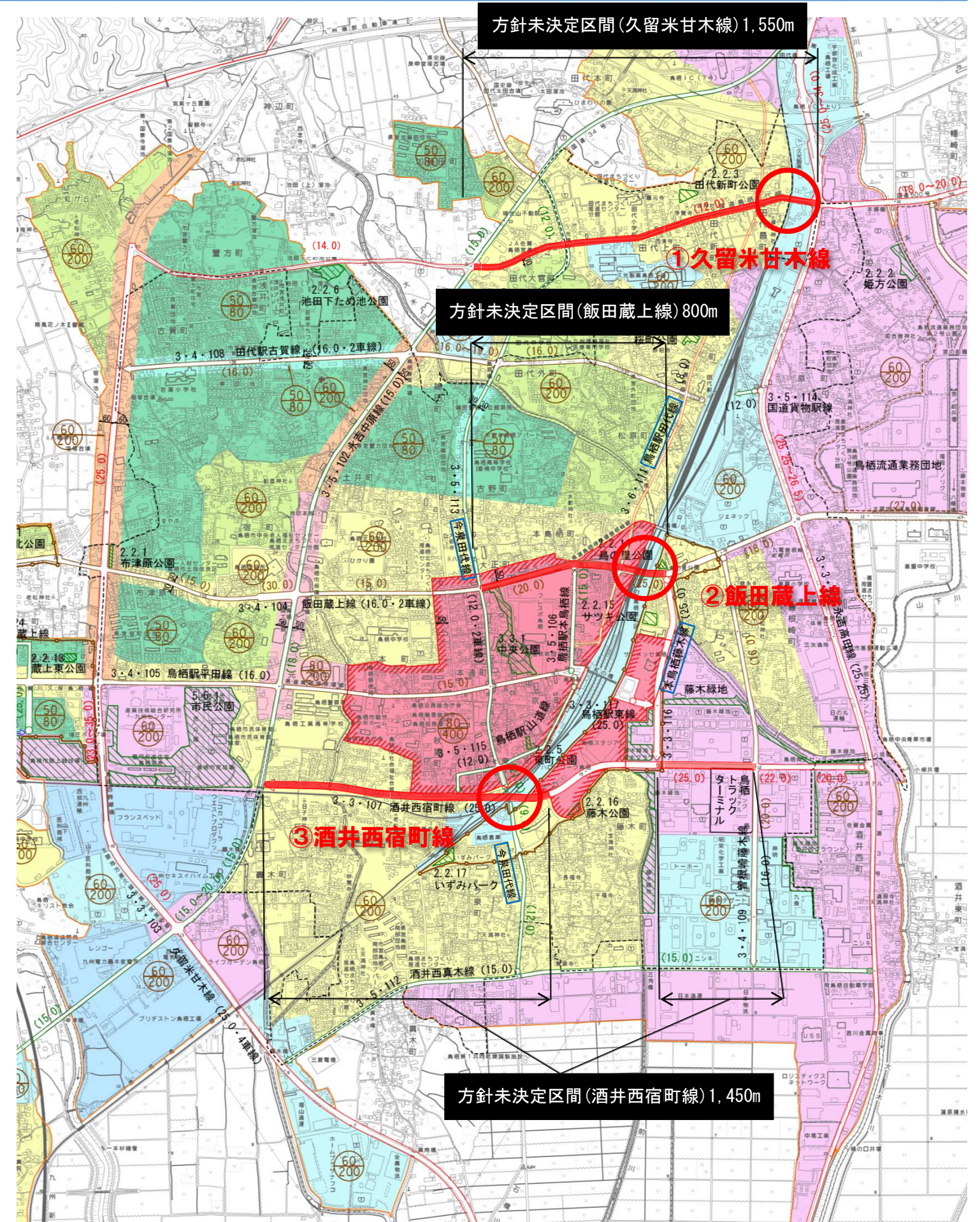
C



# 【資料4-3】鳥栖市都市計画道路見直し計画（方針未決定3路線）

## 1. 方針未決定3路線（鉄道交差）

都市計画 道路名	都市計画決定内容						備考
	方針未決定区間 「計画内容再検討」		鉄道交差部				
	延長 (m)	幅員 (m)	決定日	幅員 (m)	車線数	構造	
(都)久留米甘木線	1,550	12.0	S38.11.20	12.0	2	平面交差 (幡崎踏切)	平面交差 (幡崎踏切)
(都)飯田蔵上線	800	20.0~25.0	H2.3.9	25.0	4	立体交差 (跨線橋)	なし
(都)酒井西宿町線	1,450	25.0	H2.3.9	25.0	4	立体交差 (跨線橋)	なし



# 【資料4 - 4】方針未決定3路線の主な課題

## 1. (都)久留米甘木線

### 現状の課題

#### 幡崎踏切の渋滞

- ・(都)久留米甘木線とJR線とは平面交差の踏切になっており、朝夕は渋滞が発生している状況である。

#### 緊急対策踏切(幡崎踏切)

- ・幡崎踏切は、自動車ボトルネック踏切として緊急対策踏切に指定されている。

#### 交通安全上の問題(歩道未設置)

- ・歩道がない区間があり、歩車分離が図られていないため、生活道路に大型車が入り、交通安全上問題があったことから、大型車進入規制をおこなっている状況である。



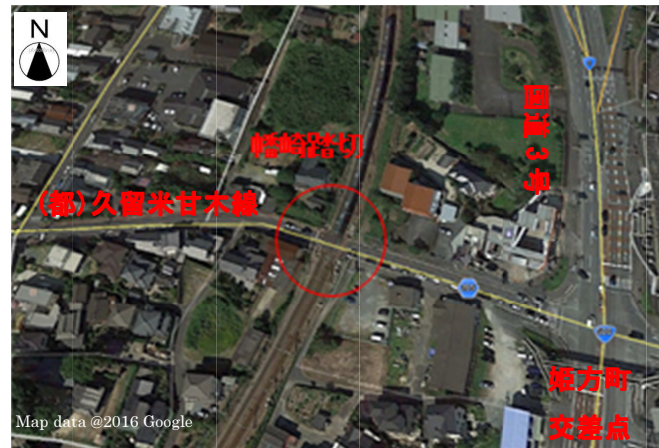
### 事業化に向けた課題

#### 国道と鉄道の近接

- ・国道3号の姫方町交差点と幡崎踏切間の距離が近い(約90m)、鉄道を越えるためにはループ橋等の大規模な構造物が必要となる。

#### 沿線での家屋連担

- ・旧長崎街道である都市計画道路沿線には家屋が連担している。(法第53条許可9件)



## 2. (都)飯田蔵上線

### 現状の課題

#### 曾根崎町付近(高橋)の渋滞

- ・交通量が多く、曾根崎、曾根崎西交差点付近では朝夕など時間帯による渋滞がみられる。



### 事業化に向けた課題

#### 沿線での土地利用の進行

- ・鉄道交差付近では都市計画道路沿線での土地利用が進んでいる。(法第53条許可4件)

#### (都)本鳥栖藤木線及び(都)鳥栖駅田代線との交差部

- ・(都)本鳥栖藤木線及び(都)鳥栖駅田代線がJR線と近接しているため、鉄道を越える場合、(都)本鳥栖藤木線及び(都)鳥栖駅田代線との道路構造上の連続性の確保が困難である。





## 【資料 4 - 4】方針未決定 3 路線の主な課題

### 3. (都) 酒井西宿町線

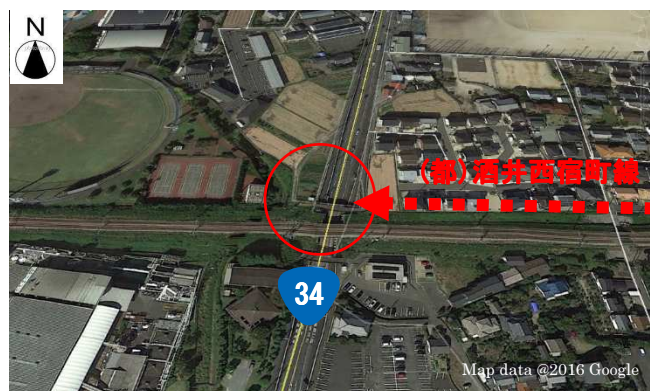
#### 事業化に向けた課題①

##### 国道 34 号と(都) 酒井西宿町線との交差部

- ・ JR 線 (盛土) に対し、国道 34 号がアンダーになっていることから、道路構造上、(都) 酒井西宿町線から国道 34 号への連続性確保は困難である。

##### 都市計画道路区域内での住宅開発

- ・ 近年の住宅開発により都市計画道路区域内に家屋が張り付いている。(法第 5 3 条許可 2 6 件)



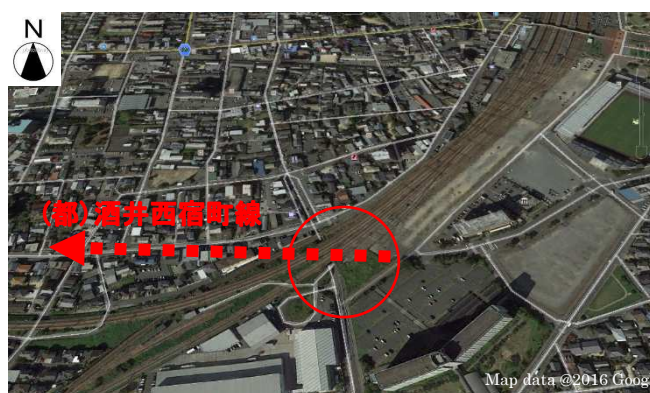
#### 事業化に向けた課題②

##### (都) 今泉田代線と(都) 酒井西宿町線との交差部

- ・ (都) 酒井西宿町線が鉄道を越えるためには、オーバブリッジとなることに対し、(都) 今泉田代線はアンダーになっていることから、道路構造上、連続性確保が困難である。

##### 都市計画道路区域内の家屋連担

- ・ 都市計画道路区域内に家屋が連担している。(法第 5 3 条許可 2 6 件：課題①と同じ)



メモ

# 解決策（見直し方針）の考え方

## （1）計画存続

1-1) 当初の計画内容（種別、位置、区間）で整備を行う。

## （2）計画変更

2-1) 計画内容（車線数の縮小・拡大）を変更して整備を行う。

2-2) 計画内容（ルートの一部）を変更して整備を行う。

2-3) 計画内容（ルートの全部）を変更して整備を行う。

## （3）計画廃止

3-1) 見直しにより必要性が低下した場合、計画の廃止を行う。